

新図書館等複合施設における管理運営体制方針について

1 基本的な考え方

新図書館等複合施設の整備にあたっては、市民や関係団体の代表などによる「妙高市図書館のあり方検討会」で、今後の図書館のあり方の検討を行い、令和元年8月に「妙高市図書館整備基本構想」により、新たな施設整備の方針をまとめた。

また、令和3年3月には「新図書館等複合施設整備計画」を策定し、新図書館を核として、生涯学習、市民交流、子育て支援、カフェの機能を集約した複合施設として整備し、各機能が有機的に連携し、「都市機能の集積と暮らしやすさの向上」を図ることや、まちなかの回遊や施設内外での活動の拠点を核とした「中心市街地の活力向上」を目指すことを基本的な考え方としている。

2 管理運営体制

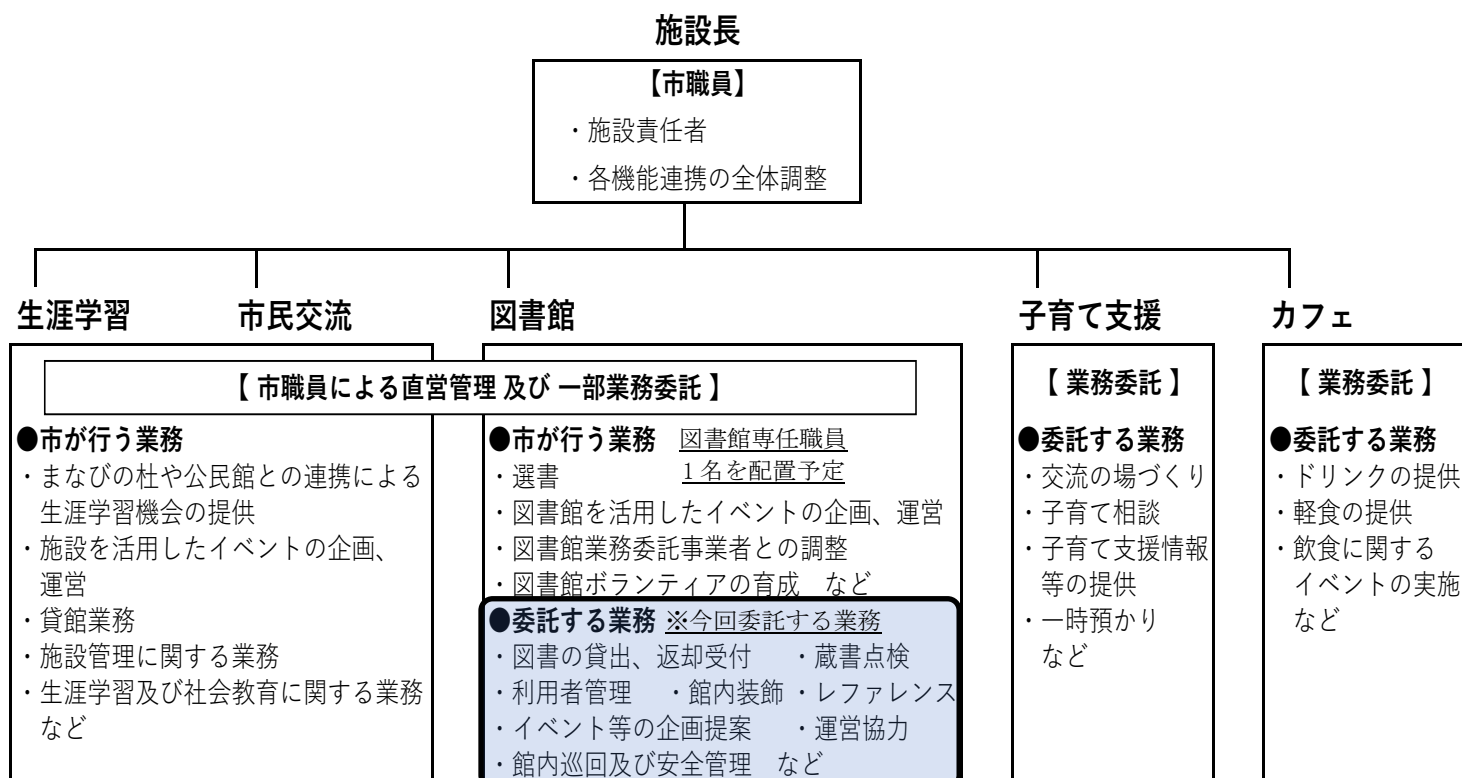
(1) 方針

- ・複合施設というポテンシャルを最大限発揮し、機能連携・融合による一体的なサービスの提供と相乗効果を創出
- ・多様化する市民ニーズへの迅速な対応
- ・生涯学習及び市民交流の拠点として、市民が主体となった学びや活動を推進
- ・関係団体などと連携した施設周辺地域に活力をもたらす交流の創出

(2) 管理運営体制

施設全体を市職員による直営管理とする。

(なお、専門的知識や技術を要する業務及び清掃等の一部業務は委託)



3 委託する業務の概要

(1) 図書館 ※今回委託する業務

- ・図書館業務の一部 : 図書の貸出・返却受付、蔵書点検、利用者管理、館内装飾、レファレンス、イベント等の企画提案、運営協力、館内巡回及び安全管理などの業務

(2) 施設全体 (参考)

- ・設備保守点検 : 消防設備、エレベーター、自動ドアなどの法定保守点検等業務
- ・清掃 : 館内の清掃業務
- ・夜間受付 : 施設総合案内の夜間受付業務

(3) 子育て支援 (参考)

- ・子育て広場運営 : 親子の遊びの場や保護者同士の交流の場づくり、子育て相談、子育て支援情報等の提供、一時預かりなどの業務

(4) カフェ (参考)

- ・管理運営 : 飲食物の提供業務